

# 令和 3 年度決算を足元とした収支見通しと 令和 5 年度保険料率について

---

# (1-1) 令和3年度協会けんぽの決算について

## 協会けんぽの令和3年度の収支(医療分)

令和4年7月1日公表

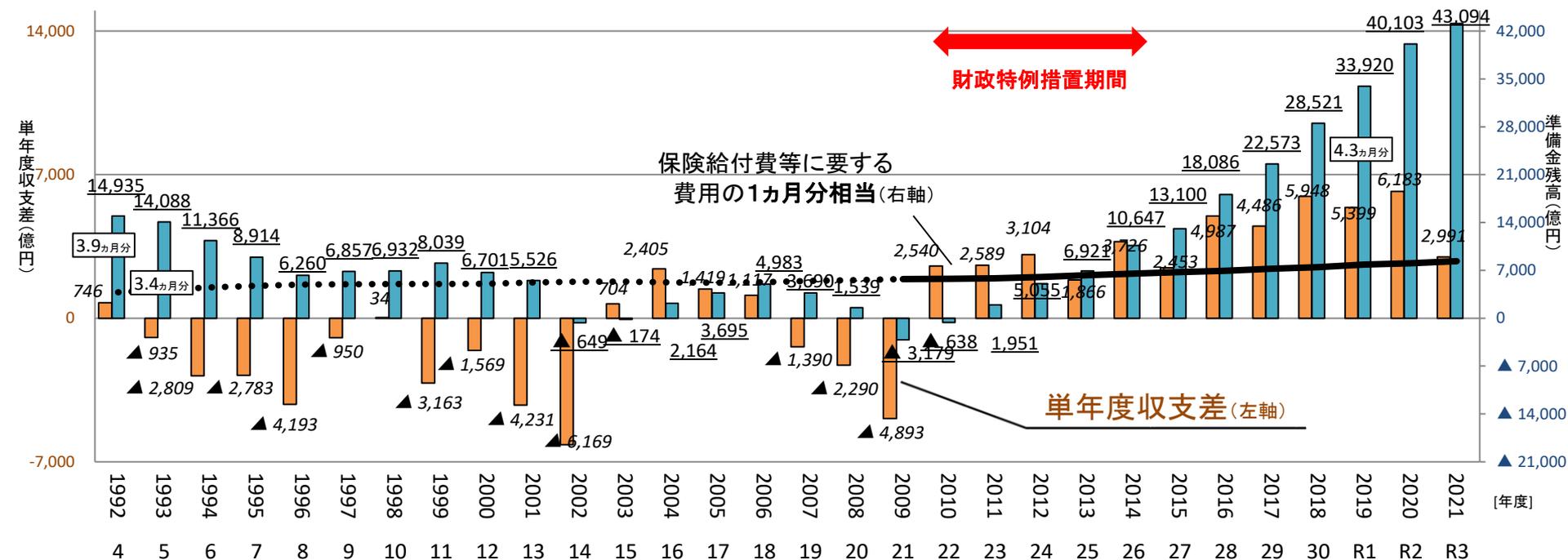
(単位:億円)

収入				支出						単年度収支差	準備金残高	保険料率
保険料収入	国庫補助等	その他	合計	保険給付費	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	退職者給付拠出金	その他	合計			
98,553	12,463	264	111,280	67,017	15,541	21,596	1	4,134	108,289	2,991	43,094	10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベース

## 単年度収支差と準備金残高の推移

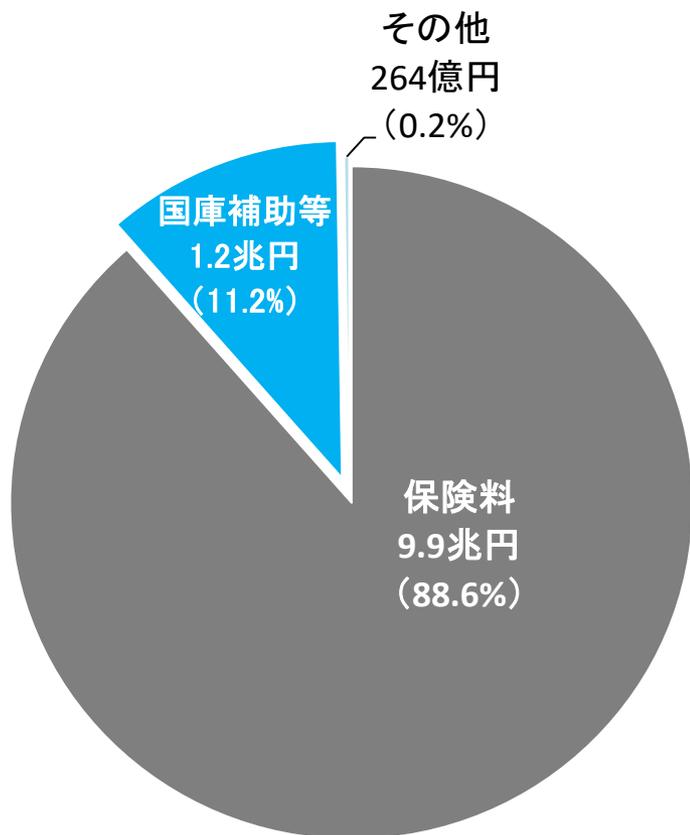
協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヶ月分を準備金(法定準備金)として、積み立てなければならぬとされている(健康保険法第160条の2)



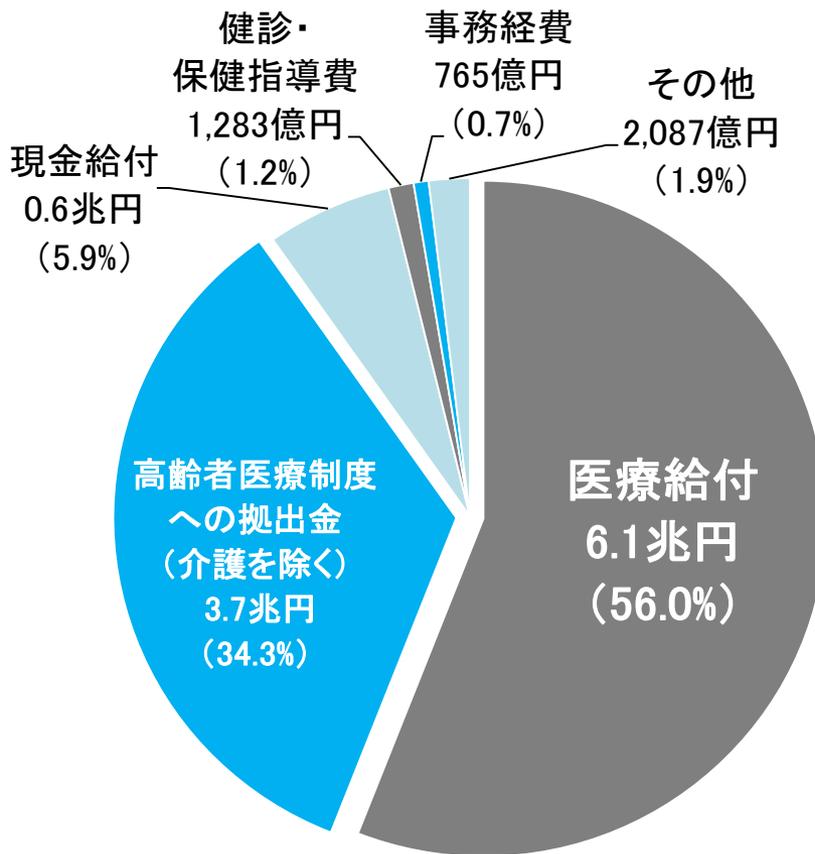
## (1-2) 協会けんぽの財政構造(令和3年度決算)

○ 協会けんぽ全体の支出は約10.8兆円だが、その約3分の1、約3.7兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

### 収入 11兆1,280億円



### 支出 10兆8,289億円



(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# (2-1)5年収支見通しについて

## 5年収支見通し(令和5~9年度)について(機械的試算)

### 今後の被保険者数

①	令和4、5年度は直近の協会けんぽの実績、適用拡大の影響等を踏まえて次の通りとした ※注1 短時間労働者について、令和4年10月に100人超規模の企業(+32万人)、令和6年10月に50人超規模の企業(+15万人)まで被用者保険を適用することになった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は令和4年10月に協会けんぽから公務員共済に変更(▲103万人)されることとなった。	令和4年度	▲0.2%
		令和5年度	▲0.9%
②	令和6年度以降は、「日本の将来推計人口(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計		

### 今後の賃金上昇率

①	令和4、5年度については、直近の協会けんぽの実績等を踏まえて次の通りとした		令和4年度	1.9%
			令和5年度	1.4%
②	令和6年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。			
	ケースⅠ	0.8%	平均標準報酬月額増減率の平成27年度～令和元年度の5年平均(平成28年4月の平均標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)。	
	ケースⅡ	0.4%	平均標準報酬月額増減率の平成24年度～令和3年度の10年平均(平成28年4月の平均標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を算出すると0.6%となるが、ケースⅠとの差が小さいため、ケースⅠとケースⅡの間となる0.4%とおいた。	
	ケースⅢ	0.0%		

### 今後の医療給付費

①	令和4、5年度の加入者一人当たり伸び率は、直近の協会けんぽの実績等を踏まえて次の通りとした	令和4年度	1.0%
		令和5年度	1.6%
②	令和6年度以降の加入者一人当たり伸び率は、平成28年度～令和元年度(4年平均)の協会けんぽ等の医療費の伸びの平均(実績)を使用し次の前提をおいた。ただし平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算 → 75歳未満：2.0% 75歳以上：0.4%		
③	現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用した。		

上記を前提に保険料率について「10%据え置き」「均衡保険料率」「引下げ」について試算

## (2-2)5年収支見通し試算(料率据え置きの場合、均衡保険料率)

### 平均保険料率10%を据え置いた場合

(単位:億円)

賃金上昇率		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ケースⅠ 0.8%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,400	2,200	1,800	700	200	<b>▲ 700</b>
	準備金	48,500	50,700	52,400	53,200	53,300	52,600
ケースⅡ 0.4%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,400	2,200	1,400	0	<b>▲ 900</b>	<b>▲ 2,200</b>
	準備金	48,500	50,700	52,100	52,100	51,200	49,000
ケースⅢ 0.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,400	2,200	1,000	<b>▲ 700</b>	<b>▲ 1,900</b>	<b>▲ 3,700</b>
	準備金	48,500	50,700	51,700	51,000	49,100	45,400

### 均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)

賃金上昇率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ケースⅠ 0.8%で一定	9.8%	9.8%	9.9%	10.0%	<b>10.1%</b>
ケースⅡ 0.4%で一定	9.8%	9.9%	10.0%	<b>10.1%</b>	<b>10.2%</b>
ケースⅢ 0.0%で一定	9.8%	9.9%	<b>10.1%</b>	<b>10.2%</b>	<b>10.4%</b>

## (2-3)5年収支見通し試算(料率変更の場合)

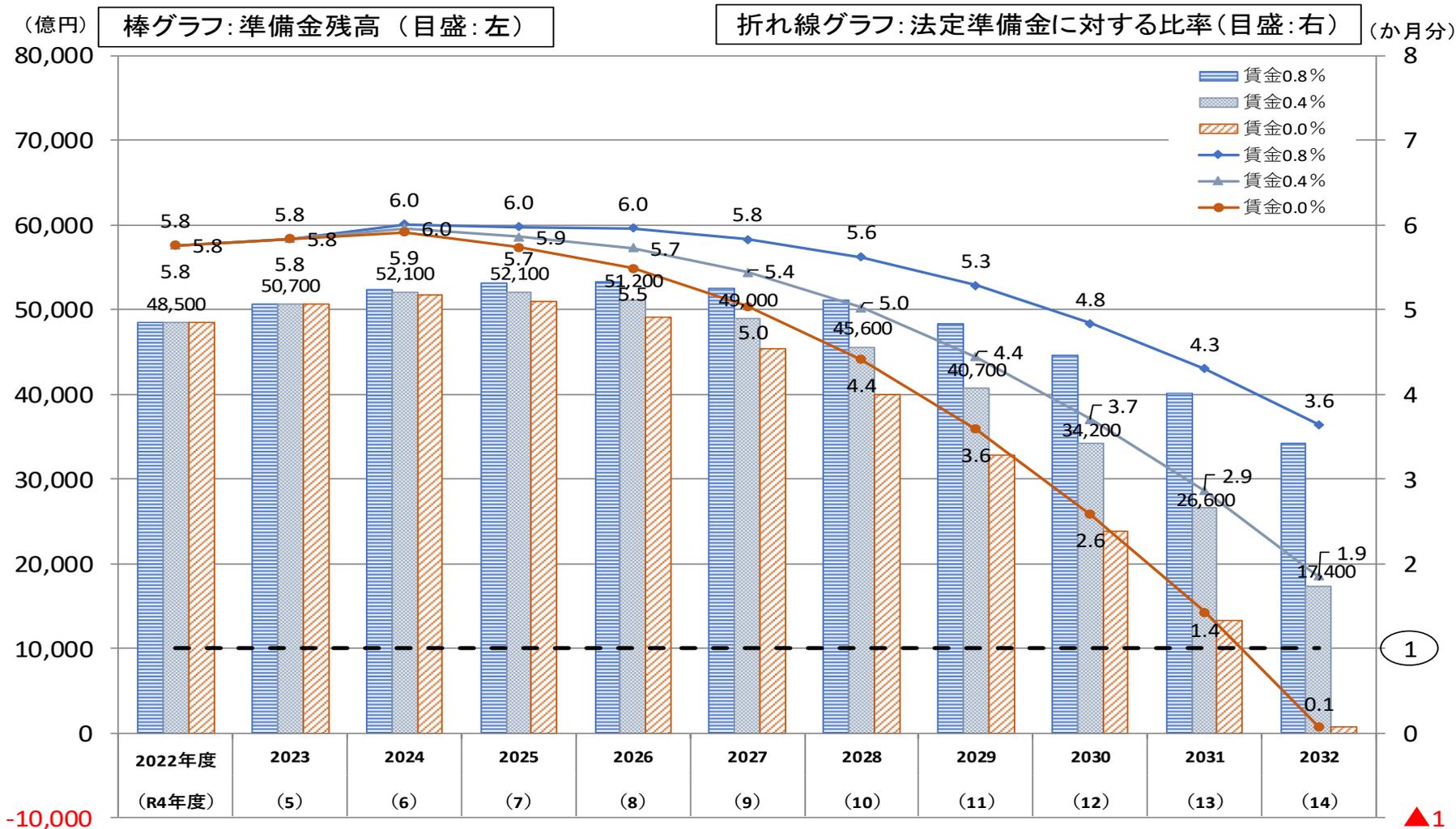
### 均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合

(単位:億円)

【令和5年度以降9.9%】		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ケースⅠ 0.8%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	5,400	1,100	700	<b>▲ 300</b>	<b>▲ 800</b>	<b>▲ 1,700</b>
	準備金	48,500	49,600	50,400	50,100	49,300	47,500
ケースⅡ 0.4%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	5,400	1,100	400	<b>▲ 1,000</b>	<b>▲ 1,900</b>	<b>▲ 3,200</b>
	準備金	48,500	49,600	50,000	49,000	47,200	44,000
ケースⅢ 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差	5,400	1,100	<b>▲ 0</b>	<b>▲ 1,700</b>	<b>▲ 2,900</b>	<b>▲ 4,700</b>
	準備金	48,500	49,600	49,600	47,900	45,000	40,300
【令和5年度以降9.8%】		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ケースⅠ 0.8%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	5,400	100	<b>▲ 300</b>	<b>▲ 1,300</b>	<b>▲ 1,800</b>	<b>▲ 2,700</b>
	準備金	48,500	48,600	48,300	47,100	45,200	42,500
ケースⅡ 0.4%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	5,400	100	<b>▲ 600</b>	<b>▲ 2,000</b>	<b>▲ 2,800</b>	<b>▲ 4,200</b>
	準備金	48,500	48,600	48,000	46,000	43,200	39,000
ケースⅢ 0.0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差	5,400	100	<b>▲ 1,000</b>	<b>▲ 2,700</b>	<b>▲ 3,900</b>	<b>▲ 5,700</b>
	準備金	48,500	48,600	47,600	44,900	41,000	35,400

# (2-4)10年収支見通し試算(料率据え置きの場合)

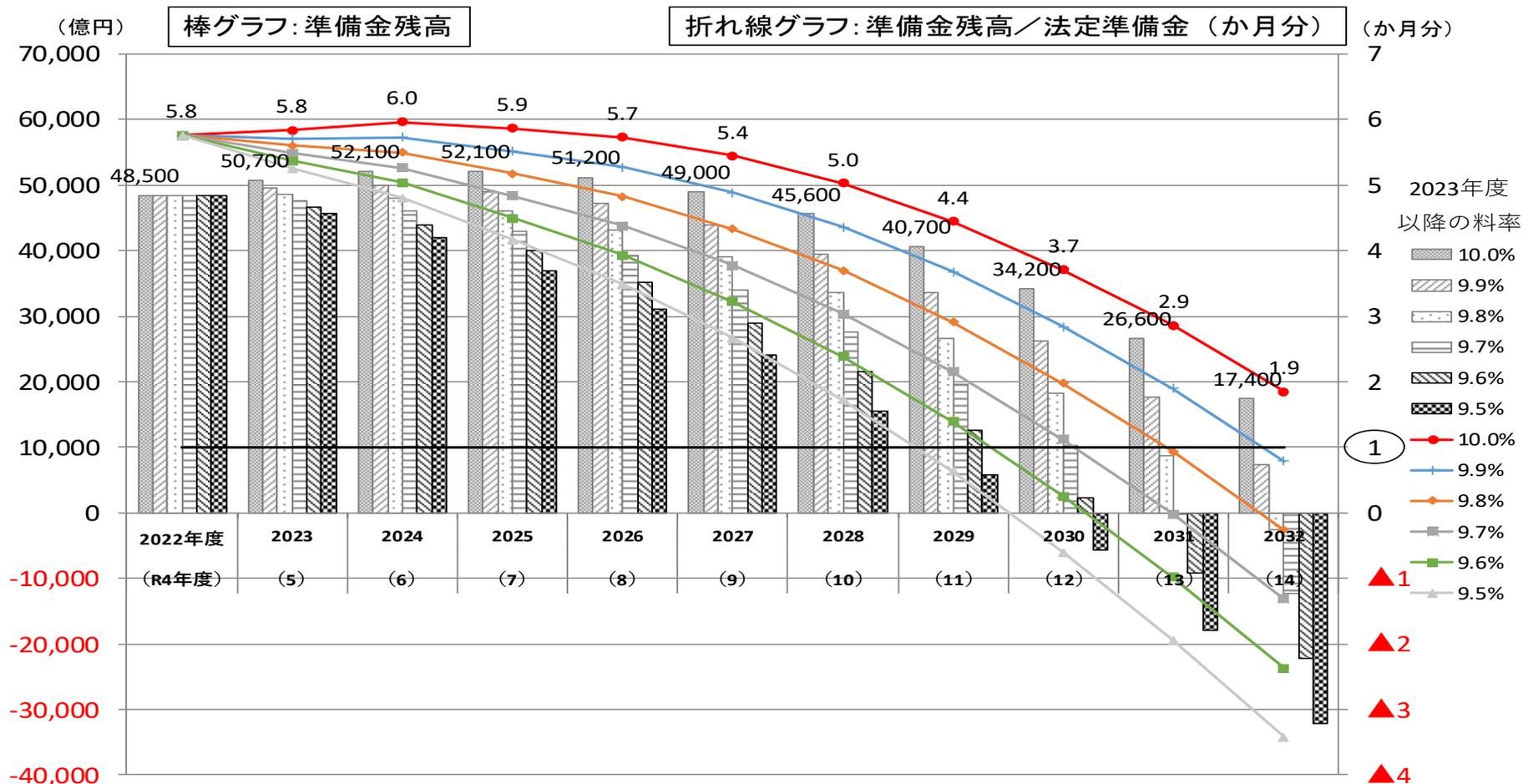
5年収支見通しと同様の前提において、平均保険料率を10.0%で維持した場合について、今後10年間(2032年度までの各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。



## (2-5) 10年収支見通し試算(料率変更の場合)

5年収支見通しと同様の前提をおいて、ケースⅡ(賃金上昇率0.4%)における2023年度以降の平均保険料率を10.0%~9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2032年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

(ケースⅡ(賃金上昇率0.4%))



## (3-1) 令和5年度保険料率に関する論点

### 1. 平均保険料率

#### 《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
  - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
  - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
  - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
  - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

## (3-2) 令和5年度保険料率に関する論点

### 【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

## 2. 保険料率の変更時期

### ≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

### 【論点】

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

## (4-1) 平均保険料率に関する運営委員の主な意見

- 協会けんぽを取り巻く環境が大幅に変化する中で、保険料率や今後の財政運営について、従来どおりの議論をするだけでは事業主や被保険者の期待に応えられないと考える。被保険者数、総報酬、保険給付に基づく単純予測のみではなく、制度改革、薬価、物価、中小企業の経営など、様々な指標を加えて精緻な分析を行って、それに基づき保険料率を議論することがそろそろ必要なのではないか。また、その議論に基づく広報を強力に実施し、事業主、被保険者に現状をもっとご理解いただくことも重要である。医療費の伸びを考えると待たなしの状況になっていることを改めてご理解いただいた上で、今後の保険料率の議論を進めていただくようお願いしたい。
- 今後の議論に向けて、わかりやすく示していくことが重要と考えている。単年度収支差と準備金残高の推移を見ても、準備金残高が5.2か月分に積み上がっている。今後、コロナ禍の長期化により、支部によっては、保険料率の引き下げを求める意見がこれまで以上に高まる可能性もある。こうした中で法定の準備金は1か月分とされていることや、全国平均保険料率10%が維持されてきたことを併せて考えると、今後の議論に際しては、これまで以上に納得感が重要になってくるのではないか。保険料率を引き下げた場合に収支がどうなっていくのかということについても推計を示していただき、より納得感が高まるような議論をしていくべきと考える。
- 事業主も被保険者もコロナの影響を受けており、平均保険料率は10.0%で下がらない状況にある。そんな中、健診・保健指導で、自己負担または事業主負担の軽減や対象拡大といった直接的な恩恵を受ければ、多少なりとも納得感に繋がるのではないか。
- 協会けんぽの財政状況は、赤字構造が続き、将来的にも不安定な状況が続くこと、さらに今後新型コロナウイルス感染症の再拡大や大規模災害などがないとは言えず、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率を現行の10%に維持する。そして将来的な保険料の引き上げにつながらないようにすることが重要だと感じる。準備金の残高が積み上がっている中で、特定健診等の補助率のアップを何とか実現し、平均保険料率10%を維持しながら、協会けんぽの運営を維持していただきたい。

## (4-2) 第118回運営委員会(令和4年9月14日)における理事長発言

- 本日、運営委員の皆様より、私が平成29年12月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考える」と申し上げたことについての現状認識に関するご質問をいただいたので、私の認識を申し上げます。まず、当時平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。
- 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025年には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040年には65歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。
- 一方で、現在の平均保険料率10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要であると考えている。
- また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約4兆3,000億円の準備金が本当に十分な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に4,000万人の加入者に一人当たり10万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。
- 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率10%を超えないようにすることができる。65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。

## (5) 令和5年度保険料率に関するご意見

### 1. 平均保険料率

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。



**【協会スタンス】**中長期視点で考えたい

### 2. 保険料率の変更時期

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分(3月分)からでよいか。